

平成22年（行ス）第3号執行停止申立て却下決定に対する即時抗告事件（原審・高松地方裁判所平成21年（行ク）第1号、本案・高松地方裁判所平成21年（行ウ）第9号内海ダム再開発事業認定処分取消請求事件）

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 当事者の申立て等

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙「抗告状」、「抗告理由書」及び「抗告理由書2」（各写し）記載のとおりであり、これに対する相手方の意見は、別紙「平成22年3月3日付け意見書」（写し）記載のとおりであり、参加人らの意見は、別紙「平成22年3月2日付け意見書」（写し）記載のとおりである。

第2 事案の概要

本案事件は、参加人ら（香川県及び小豆島町）が起業者となっている二級河川別当川水系別当川内海ダム再開発工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事（以下「本件事業」という。）の土地収用対象地内の土地所有者等（墓地使用権者を含む。以下同じ）及び立木所有権者である抗告人らが、同事業がその事業目的である治水、利水のいずれの面においても合理的な理由、根拠を欠く上、瀬戸内海国立公園の名勝寒霞渓の景観を含む豊かな自然環境を破壊するものであるなどとして、同工事に係る事業認定（以下「本件事業認定」という。）は、土地収用法20条3号（「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」）に適合しない違法なものであるとして、本件事業認定の取消しを求めるものであるところ、本件は、抗告人らが、行訴法25条2項に基づき、本件事業認定手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急

の必要があるとして、本案判決が確定するまでの間、その手続の続行を停止するよう求めたものである。

原審は、上記緊急の必要は認められないとして抗告人らの申立てを却下したため、抗告人らは、これを不服として即時抗告し、抗告の趣旨記載のとおりの決定を求めた。

第3 当裁判所の判断

- 1 一件記録によって認められる事実については、次のとおり訂正するほか、原決定第3の1のとおりであるから、これを引用する。

原決定「事実及び理由」9頁11行目から末行目までを次のとおり改める。

「起業者らは、土地収用対象地内の土地所有者等105人のうち99人と買収契約等を締結済みであり、その割合は、契約ベースで94パーセント、面積ベースで97パーセント（用地必要面積153,168平方メートル、取得済み147,847平方メートル、未取得5,321平方メートル）である。」

- 2 ところで、抗告人らは、本件事業認定の手続停止を求めるところ、上記引用に係る原決定第3の1(2)のとおり、平成21年2月6日付けで既に本件事業認定がなされ、告示も済んでいることからすると、その趣旨は後続の収用及び明渡裁決等の事前差止めを求める趣旨と解されるが、これらの処分の主体（処分庁）は本件の相手方とは異なるから（土地収用法17条、39条1項、102条の2第2項参照）、本件申立ては、相手方に後続の処分の処分行政の所属する公共団体である香川県（行政事件訴訟法11条1項参照）を加えていない点で既に失当というべきである。

また、その点を措いても、本件事業に関し、上記引用に係る原決定第3の1(4)のとおり、平成21年7月27日に、起業者である参加人らにより、香川県収用委員会に対し、収用裁決及び明渡裁決の申請がなされてはいるが、これらの申請に対する裁決が行われたものではなく、未だ事業認定が終了したにとどまるから、現時点で土地所有者等及び立木権者が受ける具体的な権利の制限と

して考えられるのは、土地に対する立入り調査を受忍すべきこと（土地収用法35条）と土地の保全義務（同法28条の3。都道府県知事の許可を受けなければ明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更はできない。）等にすぎず、これらの権利制限によって抗告人らに生じる損害についての具体的な主張・疎明がないことをも考慮すると、現時点で抗告人らに「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」とはいえない。

この点に関し、抗告人らは、現在行われている本件事業に係る工事が進行することにより、ひとたび景観等の自然・文化環境が破壊されれば、その後に事業認定が取り消されても、失われた自然・文化環境を回復することは困難である旨主張するが、審尋の全趣旨によれば、現在進行している工事は、起業者である参加人らが、任意買収によって取得した土地について工事を進行しているものと認められることからすると、本件申立てにかかる執行停止によって、上記本件事業に係る工事を停止させる効果を生ずるものではないから、上記主張によって、執行停止の必要性を基礎付けるものとはいえない。

その他、抗告人らは種々主張するが、その主張にかんがみ一件記録を精査しても、上記判断を左右するに足りる事情は見当たらない。

3 よって、原決定は相当であり、本件抗告はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成22年4月8日

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官

小野洋一

裁判官

釜元修

裁判官

金澤秀樹